

求職活動状況申立書

児童名	生年月日	
施設名	歳	在園 ・ 申込

1 現在の活動状況	→下記 2 求職活動の方法・3 求職活動中であることを <input type="checkbox"/> 現在、求職活動を行っている。 確認できる書類、裏面 (1) 直近 3 か月の求職活動内容をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 保育所入所後に求職活動を →裏面 (2) 入園後の就職活動計画をご記入ください。開始する予定である。	
2 求職活動の方法	求職活動を行っている方のみ、あてはまる <input type="checkbox"/> にチェックをいれてください。(複数回答可) <input type="checkbox"/> ハローワーク (職業安定所) に行っている。(週 回程度) (在学中の方は就学要件での申し込みとなります。) <input type="checkbox"/> ハローワーク (職業安定所) 以外の就労支援サービスを受けている。 ※登録機関名称 () <input type="checkbox"/> 会社説明会に参加し、採用試験を受けている。 ※最近 1 か月の状況 (会社説明会 回/面接 回) <input type="checkbox"/> 求人情報誌 (チラシ、広告など) で仕事を探している。 <input type="checkbox"/> 新聞・インターネットで求人情報を検索している。 <input type="checkbox"/> その他	
3 求職活動中であることを確認できる書類	<input type="checkbox"/> 書類あり →写しを添付してください <input type="checkbox"/> 書類なし	<input type="checkbox"/> ハローワークカード <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証 <input type="checkbox"/> 就職斡旋機関登録画面 <input type="checkbox"/> その他 ()

この申立書の内容に相違ないことを申し立てます。

認可保育所

保育所入所 3 か月以内に 1 か月に 48 時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就労を開始しなかった場合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育所を退所させられても異議はありません。

幼稚園・認可外保育所

申請日の翌月 1 日から 3 か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出します。なお、就労を開始しなかった場合、就労証明書を提出しなかった場合は、保育の必要性の認定を取消されても異議はありません。

年 月 日

住 所 大田区 _____

申立者

署名又は 氏 名 _____ 印 _____

記名押印

電 話 _____

※求職活動中の方の保育給付認定期間は申請日の翌月 1 日から 3 か月です。(ただし、申請日が 1 日の場合は翌月末日まで。) 保育給付認定期間終了後も、継続して利用を希望する場合は、この求職活動状況申立書と「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (第 2 号又は第 3 号)」の提出が必要になります。

求職活動内容

月	週	(1)直近3か月の求職活動内容
(例)		R.○.○.○ 会社説明会 (株)△△△ R.○.○.○ ハローワークで職業検索 R.○.○.○ インターネットで(株)□□□に面接応募
先々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
先月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
今月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	

月	週	(2)入園後の求職活動計画
(例)		R.○.○.○ 会社説明会 (株)△△△ R.○.○.○ ハローワークで職業検索
入園月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
翌月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
翌々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	